

市税の種類

税務課 ☎(32)8891・8892

個人市県民税

1月1日現在、市内に住所があり前年に所得があった方、または1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を所有する方で、市内に住所がない方に課税されます。

市県民税の申告は、前年の収入を3月15日までに申告することになっています。

ただし、給与所得のみの方で、

勤務先から給与支払報告書が提出されている場合や、所得税の確定申告書を提出した方などについては、申告の必要はありません。

法人市民税

市内に事務所や事業所、または寮等を有する法人等に申告納税義務のある税です。

固定資産税

1月1日現在、市内に土地、家屋または償却資産(事業用)を所有する方に課税されます。

都市計画税

1月1日現在、市内の市街化区域内に土地・家屋を所有する方に固定資産税とあわせて課税されます。

国民健康保険税

国民健康保険に加入している人の属する世帯主に課税されます。

軽自動車税

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪車、小型特殊自動車(農耕用を含む)などを所有している方に課税されます。

市税等の納付月

税務課 ☎(32)8893

税目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税・都市計画税		1期		2期				3期		4期		
軽自動車税		1期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納期月の末日(12月は25日)が納期限となります。末日が土・日・祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

便利な納付方法

税務課 ☎(32)8893

コンビニ、「PayPay」、クレジットカードでの納税

市税等は、全国の主なコンビニやスマートフォンアプリ「PayPay」(PayPay残高のみ)、クレジットカードで納付できます(金額が30万円以下で、納期限内のものに限ります)。

口座振替での納税

口座振替納付は手数料が不要で、納税に向く必要や納め忘れの心配もなく、便利で確実です。

■申込方法

各金融機関窓口にて備えてある下野市市税等口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳届出印を押して金融機関の窓口にご提出ください。

市外の金融機関の窓口で申し込みをする際は口座に振替依頼書をお持ちいただく必要がありますので、税務課へご連絡ください。

■申し込みの際に必要なもの

預貯金通帳、通帳届出印鑑



■口座振替ができる税・保険料

個人市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)

■取り扱い金融機関

足利銀行、栃木銀行、足利小山信用金庫、宇都宮農業協同組合、小山農業協同組合、三井住友銀行、ゆうちょ銀行、みずほ銀行

※三井住友銀行は介護保険料と後期高齢者医療保険料の口座振替をお取り扱いしておりません。

■注意事項

- ・納期限を過ぎた市税等は口座振替ができません。
- ・残高不足等により振替ができなかった場合は、納付書により納付をしていただきます。
- ・口座振替の申し込みをいただいた市税等の税目については、翌年度以降も口座振替となります。
- ・申し込み内容に変更が生じた場合や口座振替をやめたいときは、取り扱い金融機関に変更・廃止の届出をしてください。